

申 立 書

年 月 日

(宛先)

滋賀県教育委員会

氏名(署名) _____

私は、下記のことから、有効な教育職員免許状を所持していることを申し立てます。

記

✓印を記入



私は、所持する教育職員免許状の中で最初に取得したものは、その授与日が「平成 21 年 3 月 31 日以前」であり、旧免許状保持者です。

いずれかに✓印を記入

私は、更新手続きを一度も行ったことがなく、「更新講習修了確認証明書」等を所持していません。したがって、生年月日に応じて定められた最初の修了確認期限である(____年 ____月 ____日)から、修了確認期限は更新されていません。

私は、更新手続きを行ったことがあり、最新の「更新講習修了確認証明書」等に記載されている「次の修了確認期限」は、(____年 ____月 ____日)です。

✓印を記入



私は、上記の修了確認期限の日において、現職教員には該当していません。

- 生年月日に応じて定められた最初の修了確認期限については、裏面をご確認ください。
 - 「現職教員」とは、具体的には以下の者を指します。
 - 1) 校長、副校長、教頭、および教員(ただし、指導改善研修受講中の者を除く。)
 - 2) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育または社会教育に関する指導等を行う者
 - 3) 2) に準ずる者として免許管理者が定める者
- ※認定こども園(幼保連携型を除く。)、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設に勤務する保育士は「現職教員」に含みません。
- ※1)の教員には、講師(常勤/非常勤の別を問わない。)も含みます。
- ※休暇、休業、退職(例:産前・産後休暇、育児休業、介護休業、病気退職など)中の者も含みます。
- ※修了確認期限の当日に退職した教員について、定年退職者は「現職教員」に含みます。自己都合退職者および勸奨退職者は「現職教員でない」扱いとなります。

<最初の修了確認期限について>

- 旧免許状所持者には、生年月日に応じて下表のとおり最初の修了確認期限が定められています。
- 修了確認期限までに更新講習の修了確認を受けなかった場合、免許状は「失効」または「休眠」することとなります。
- 修了確認期限日時点で「現職教員」であった場合は、免許状は「失効」しています。
修了確認期限日時点で「現職教員」でなかった場合は、免許状は「休眠」状態に入り、令和4年7月1日の教員免許更新制廃止をもって効力が「自然回復」し、現在は有効な免許状を所持していることとなります。

生年月日	最初の修了確認期限
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日